

◆税の申告と相談受付が始まります◆

町県民税・所得税の申告期間 2月16日(金)から3月15日(木)

町県民税の申告と所得税の確定申告相談受付が、2月16日(金)から始まります。

税務課では、申告相談を役場本庁舎と横芝公民館の2会場で、別表のとおり地区別に実施します。例年期限が迫りますと窓口が大変混雑しますので、地区別日程に従つて申告されますようご協力をお願いします。



相談会場

◇役場本庁舎 2階第1・2会議室

◇横芝公民館(行政センター隣) 2階講堂

受付時間

期間中の土・日を除く毎日

◎ただし、3月4日(日)は開庁します。

午前9時～11時、午後1時～4時

申告が必要な方

【所得税】

◆各種所得金額の合計額が、所得控除(基礎控除・配偶者控除・扶養控除などの控除)の合計額を超える方。

◆給与所得者で、給与収入が2,000万円を超える方。

◆給与所得のほかに、20万円を超える所得のある方。

◆2か所以上から給与の支払いを受けている方。

◆雑損控除・医療費控除・住宅借入金等特別控除など、所得税の還付を受けようとする方。

◆平成19年1月1日現在横芝光町内に住所があり、平成18年中(平成18年1月1日～平成18年12月31日)に所得があつた方。(所得税の確定申告をした方は除きます。)

◆給与所得者で次に該当する方。
・勤務先から給与支払報告書の提出がなかつた方。(勤務先で町に提出したかどうかお確かめください。)

◆(給与所得者の場合)源泉徴収票又は給与明細書

◆所得控除に必要な書類(医療費、社会保険料、生命保険料、損害保険料などの領収書又は証明書)

◎社会保険料のうち「国民年金等」は、社会保険事務所及び各年金基金発行の控除証明書の添付が必要です。

持参するもの

◆町県民税申告書

◆印鑑

◆(事業所得者の場合)収支内訳明細書など、収入・支出の明細がわかる書類

◆平成18年中に所得がなかつた場合でも、国民健康保険税の軽減、介護保険の段階等の判定資料になりますので、「町県民税申告書」の提出をお願いします。

◎申告書の提出がない場合には、国民健康保険税の軽減等が適用されなかつたり、各種証明書の発行ができなくなりますので、ご注意ください。

意ください。)

・平成18年中に退職された方。

(退職時までの給与収入金額の申告が必要です。)

所得がなかつた場合の申告

◆平成18年中に所得がなかつた場合でも、国民健康保険税の軽減、介護保険の段階等の判定資料になりますので、「町県民税申告書」の提出をお願いします。